

市民参加条例の施行に関する市民からの要望等の状況（平成25年度）

No.	案件名 （担当課） （対応年月日）	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
1	苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入、開館時間の延長及び開館日の拡大について （平成25年5月23日提出） （中央図書館） （平成25年6月4日ホームページ上で回答掲載）	なぜ図書館の指定管理者制度導入には市民参加条例の適用はないのか。
<p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】</p> <p>苫小牧市市民参加条例第5条第2号ウでは、公の施設の利用方法に関する事項を含む条例の制定又は改廃を行う場合に、条例上の市民参加手続を行うことを義務付けています。今回の指定管理者制度の導入については、公の施設の管理をする者を市から指定管理者に変更するものですが、苫小牧市立図書館条例上における現行の使用許可の基準や利用方法の規定について変更するものではありませんので、この条例の適用はないと考えています。</p> <p>次に同条例第6号では、前各号に掲げるもののほか、苫小牧市市民参加条例による市民参加手続の対象とすることができるとしています。具体的に同号を適用する判断、すなわち本件の政策の立案等については、同条例第6号の規定を適用させ、条例上の市民参加手続として市民への説明を行うのか、それとも別の方法により市民への理解を求めていくのか、最終的に事案に応じて決定することになります。なお本件については、様々な場面で審議を行い、さらにこれまでの審議の経過等を公表していることから、この条例の適用はないと考えています。</p> <p>市の政策の立案、実施及び評価の過程における公正の確保と透明性の向上を図るため説明責任を行うことは市政運営を行っていくに当たり、基本的なルールであるとともに、市の責務であると考えています。今回の手続は、苫小牧市市民参加条例上の市民参加手続ではありませんが、幅広く市民の意見を伺うため実施したものです。</p>		